

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目次

公平委員会の事務の受託(二五六―二六一・市町村課)……………	1
--------------------------------	---

告 示

秋田県告示第二百五十六号

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十四第一項の規定により、男鹿市の公平委員会の事務を次の規約のとおり受託したので、同条第三項において準用する同法第二百五十二条の第二項の規定に基づき、告示する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

男鹿市と秋田県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基づき、男鹿市(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を秋田県(以下「乙」という。)に委託する。

(管理及び執行)

第二条 前条の規定により委託された事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行については、その事務に関するこの人事委員会規則等の定めるところによるものとする。

(経費の支弁)

第三条 委託事務を処理する場合において要する経費は乙が支弁し、その経費は甲が負担するものとする。

2 前項の経費の負担に関しては、事務処理に要した実費につき乙が精算した額とし、乙の請求により甲が支払うものとする。

(決算の場合の措置)

第四条 乙は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十三条第六項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

(条例、規則等の制定改廃の場合の措置)

第五条 委託事務の管理及び執行について適用される人事委員会規則等の制定改廃が行われた場合においては、乙は直ちにその旨を書面で甲に通知しなければならない。

2 甲が職員に関する条例、規則等を制定改廃した場合には、これを書面にて通知するものとする。

(その他必要な事項)

第六条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成十七年三月二十二日から施行する。

秋田県告示第二百五十七号

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十四第一項の規定により、湯沢市の公平委員会の事務を次の規約のとおり受託したので、同条第三項において準用する同法第二百五十二条の第二項の規定に基づき、告示する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

湯沢市と秋田県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基づき、湯沢市(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を秋田県(以下「乙」という。)に委託する。

(管理及び執行)

第二条 前条の規定により委託された事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行については、その事務に関するこの人事委員会規則等の定めるところによるものとする。

(経費の支弁)

第三条 委託事務を処理する場合において要する経費は乙が支弁し、その経費は甲が負担するものとする。

2 前項の経費の負担に関しては、事務処理に要した実費につき乙が精算した額とし、乙の請求により甲が支払うものとする。

(決算の場合の措置)

第四条 乙は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十三条第六項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

(条例、規則等の制定改廃の場合の措置)

第五条 委託事務の管理及び執行について適用される人事委員会規則等の制定改廃が行われた場合においては、乙は直ちにその旨を書面で甲に通知しなければならない。

2 甲が職員に関する条例、規則等を制定改廃した場合においては、これを書面で乙に通知するものとする。

(その他必要な事項)

第六条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

附則

この規約は、平成十七年三月二十二日から施行する。

秋田県告示第二百五十八号

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十四第一項の規定により、由利本荘市の公平委員会の事務を次の規約のとおり受託したので、同条第三項において準用する同法第二百五十二条の第二項の規定に基づき、告示する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

由利本荘市と秋田県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基づき、由利本荘市(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を秋田県(以下「乙」という。)に委託する。

(管理及び執行)

第二条 前条の規定により委託された事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行については、その事務に関するこの人事委員会規則等の定めるところによるも

のとする。

(経費の支弁)

第三条 委託事務を処理する場合において要する経費は乙が支弁し、その経費は甲が負担するものとする。

2 前項の経費の負担に関しては、事務処理に要した実費につき乙が精算した額とし、乙の請求により甲が支払うものとする。

(決算の場合の措置)

第四条 乙は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十三条第六項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

(条例、規則等の制定改廃の場合の措置)

第五条 委託事務の管理及び執行について適用される人事委員会規則等の制定改廃が行われた場合においては、乙は直ちにその旨を書面で甲に通知しなければならない。

2 甲が職員に関する条例、規則等を制定改廃した場合においては、これを書面で乙に通知するものとする。

(その他必要な事項)

第六条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

附則

この規約は、平成十七年三月二十二日から施行する。

秋田県告示第二百五十九号

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十四第一項の規定により、潟上市の公平委員会の事務を次の規約のとおり受託したので、同条第三項において準用する同法第二百五十二条の第二項の規定に基づき、告示する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

潟上市と秋田県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基づき、潟上市(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を秋田県(以下「乙」という。)に委託する。

(管理及び執行)

第二条 前条の規定により委託された事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、その事務に関するこの人事委員会規則等の定めるところによるものとする。

（経費の支弁）

第三条 委託事務を処理する場合において要する経費は乙が支弁し、その経費は甲が負担するものとする。

2 前項の経費の負担に関しては、事務処理に要した実費につき乙が精算した額とし、乙の請求により甲が支払うものとする。

（決算の場合の措置）

第四条 乙は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十三条第六項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

（条例、規則等の制定改廃の場合の措置）

第五条 委託事務の管理及び執行について適用される人事委員会規則等の制定改廃が行われた場合においては、乙は直ちにその旨を書面で甲に通知しなければならない。

2 甲が職員に関する条例、規則等を制定改廃した場合には、これを書面で乙に通知するものとする。

（その他必要な事項）

第六条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成十七年三月二十二日から施行する。

秋田県告示第二百六十号

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定により、大仙市の公平委員会の事務を次の規約のとおり受託したので、同条第三項において準用する同法第二百五十二条の二第二項の規定に基づき、告示する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城
大仙市と秋田県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定に基づき、大仙市（以下「甲」という。）は、同法第八条第二項に規定する公平委員会

の事務を秋田県（以下「乙」という。）に委託する。

（管理及び執行）

第二条 前条の規定により委託された事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、その事務に関するこの人事委員会規則等の定めるところによるものとする。

（経費の支弁）

第三条 委託事務を処理する場合において要する経費は乙が支弁し、その経費は甲が負担するものとする。

2 前項の経費の負担に関しては、事務処理に要した実費につき乙が精算した額とし、乙の請求により甲が支払うものとする。

（決算の場合の措置）

第四条 乙は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十三条第六項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

（条例、規則等の制定改廃の場合の措置）

第五条 委託事務の管理及び執行について適用される人事委員会規則等の制定改廃が行われた場合においては、乙は直ちにその旨を書面で甲に通知しなければならない。

2 甲が職員に関する条例、規則等を制定改廃した場合には、これを書面で乙に通知するものとする。

（その他必要な事項）

第六条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成十七年三月二十二日から施行する。

秋田県告示第二百六十一号

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定により、北秋田市の公平委員会の事務を次の規約のとおり受託したので、同条第三項において準用する同法第二百五十二条の二第二項の規定に基づき、告示する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城
北秋田市と秋田県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第一百六十一号）第七条第四項の規定に基づき、北秋田市（以下「甲」という。）は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を秋田県（以下「乙」という。）に委託する。

（管理及び執行）
 第二条 前条の規定により委託された事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、その事務に関するこの人事委員会規則等の定めるところによるものとする。

（経費の支弁）
 第三条 委託事務を処理する場合において要する経費は乙が支弁し、その経費は甲が負担するものとする。

2 前項の経費の負担に関しては、事務処理に要した実費につき乙が精算した額とし、乙の請求により甲が支払つものとする。

（決算の場合の措置）
 第四条 乙は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十三条第六項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

（条例、規則等の制定改廃の場合の措置）
 第五条 委託事務の管理及び執行について適用される人事委員会規則等の制定改廃が行われた場合においては、乙は直ちにその旨を書面で甲に通知しなければならない。

2 甲が職員に関する条例、規則等を制定改廃した場合においては、これを書面で乙に通知するものとする。

（その他必要な事項）
 第六条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

附 則
 この規約は、平成十七年三月二十二日から施行する。

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円（税込）

印 刷 所 秋 田 県

秋田県株式会社 松原印刷社
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 電話 082-8766000
 F A X 082-8766000
 E-mail: matsubarasatsu.co.jp

